令和５年７月発行

国民健康保険からのお知らせ

１．国民健康保険制度の概要

国民健康保険制度は、国民の誰もが安心して医療を受けられるよう、加入者の皆さんで支えあう制度です。これまで、市町村ごとに運営してきた国民健康保険事業（以下、国保とします。）は、平成３０年４月から宮城県が主体として運営することとなりました。

主体である県が、市町村ごとの医療費や所得に応じた負担金（事業費納付金）を算出し、市町村はその決定に基づき国保税を財源として負担金を納入しております。

また、県では市町村ごとに、健全な国保運営のために必要と思われる税率（標準保険料率）も定めており、これまで栗原市は基金を活用して低い税率で運営してまいりました。

※　所得額によっては、７割、５割、２割の軽減措置があります。
　　また、未就学の子どもは５割の軽減措置があります。

２．国民健康保険税（国保税）の税率が変わります

栗原市では、東日本大震災による国県の補助金などにより積み立てた１２億円ほどの国保運営のための基金を有していたことから、平成３０年度に税率を引き下げる改正を行い、毎年２億円程度の基金を活用し、皆様の負担軽減に努めてまいりました。

しかし、この運営のための基金が、令和５年度にはなくなり、これまでの税率を維持することが難しいことから、特例として令和５年２月に基金に２億円の積み立てを行い、急激な税率改正をさけるため、令和５年度からの３年間で段階的に標準保険料率へ近づけることとしたものです。

平成３０年度の制度改正により、市が現在の税率を維持するため、基金の代わりに国保税の不足分を補てんすると、国から宮城県への交付金が減らされ、県内全ての市町村の納付金が増えることになり、さらに負担が大きくなります。

このことから、誰もが安心して医療を受けられる健全な運営のため、最低限の国保税率の引き上げを行うことといたしました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

【税率改正内容】

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計	
	改正前	***改正後***	改正前	***改正後***	改正前	***改正後***	改正前	***改正後***
所得割額	6.25%	***6.98%***	2.15%	***2.72%***	2.20%	***2.53%***	10.60%	***12.23%***
均等割額	21,600円	***24,600円***	7,000円	***9,100円***	8,600円	***10,200円***	37,200円	***43,900円***
平等割額	15,000円	***17,100円***	5,800円	***7,500円***	5,100円	***6,100円***	25,900円	***30,700円***

３．国保税の計算方法

国保税は、世帯ごとに下表の３つの項目を計算し、合計して総額が決まります。

あなたの世帯の１年間の国保税額		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40~64 歳)
所得割額	令和４年中の総所得金額等(※1) － 43 万円 ×	6.98%	2.72%	2.53%
均等割額	加入者の人数 ×	24,600 円	9,100 円	10,200 円
平等割額	１世帯につき	17,100 円	7,500 円	6,100 円

※１　総所得金額等とは
⇒令和５年度市・県民税の総合課税分と分離課税分の所得金額（退職所得は除く）を合算した額となります。

４．国保税の軽減及び限度額制度の概要と変更内容(国民健康保険法の改正に伴う変更)

① 所得による税額軽減の基準額変更

前年の総所得金額が下表の範囲内である方は、それぞれの区分に応じて均等割額及び平等割額が軽減されます。
なお、軽減を受けるための申請は不要ですが、**世帯内に所得の申告をしていない方がいる場合には、軽減が適用されません。**

軽減割合	改正前	改正後
７割軽減	４３万円 ＋１０万円×(給与所得者等(※2)の数 - １)以下	４３万円 ＋１０万円×(給与所得者等(※2)の数 - １)以下
５割軽減	４３万円+(***２８万５千円***×加入者数) ＋１０万円×(給与所得者等の数- １)以下	４３万円+(***２９万円***×加入者数) ＋１０万円×(給与所得者等の数- １)以下
２割軽減	４３万円+(***５２万円***×加入者数) ＋１０万円×(給与所得者等の数- １)以下	４３万円+(***５３万５千円***×加入者数) ＋１０万円×(給与所得者等の数- １)以下

※２　給与所得者等とは
⇒給与収入が 55 万円を超える方、公的年金等の収入が 60 万円を超える 65 歳未満の方、または公的年金等の収入が 125 万円を超える 65 歳以上の方を表します。

② 国保税限度額の変更

国保税における各区分及び総額の限度額が、下表のとおり変更になります。

	改正前	改正後	増減比
医療給付費分	65万円	65万円	0万円
後期高齢者支援金分	20万円	***22万円***	***2万円***
介護納付金分	17万円	17万円	0万円
合計	102万円	***104万円***	***2万円***

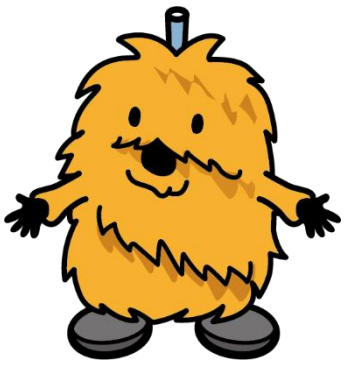

５．国保税の納付方法について

① 国保税は世帯主が納めます

国保税の納税義務者は**世帯主**です。

世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療制度の加入者であっても、世帯の中に１人でも国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。

② 国保税の普通徴収（納付書または口座振替）による納付

国保税の普通徴収分は、１期から 10 期に分けて納めていただきます。

税額は前年の所得などにより決定しますが、前年の所得の把握が６月までかかるため、１期と２期は仮に計算した「暫定賦課額」を納めていただきます。

	暫定賦課（５月中旬送付）		**本算定賦課**（確定した年税額）による送付（７月中旬送付）							
期　別	１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期	１０期
納期限	５月末	６月末	７月末	８月末	９月末	10 月末	11 月末	12 月末	１月末	２月末

■ １年分（４月から翌年３月まで）を 10 期に分けています。

（注）１期分は１か月分ではありませんので、ご注意願います。

【暫定賦課は】

１期と２期の税額は、前年中の所得等が確定する前のため、前年税額の１０分の１相当の金額となります。（それぞれの事情により、１０分の１相当の金額にならない場合があります。）

【本算定賦課は】

前年中の所得などによって計算し年税額を決定します。

３期から 10 期までの税額は、確定した年税額から暫定賦課額（１期・２期分）を差し引いた金額を期別に振り分けた額になります。

③ 国保税の特別徴収（年金天引き）による納付

特別徴収は、４月から翌年２月までの年６回支給される年金から天引きで納めていただく制度です。

納付書や口座振替で納められていた方でも、以下の方は年金天引きの納付方法が優先されます。

世帯内の国保加入者が全員
６５歳～７４歳の場合
（世帯主も国保加入者の場合のみ）

↓

世帯主の年金から天引き
となります

次のいずれかに当てはまる場合は、**年金から国保税の天引きは行われません。**

ア.年金天引きの対象となる年金の年額が 18 万円未満の場合

イ.介護保険料と国保税の天引き額の合計が、天引き対象年金の受給額の２分の１を超える場合

※ ２つ以上の年金を受給中の場合は、地方税法の定めによる優先順位により、その 1 つが天引きの対象となります。

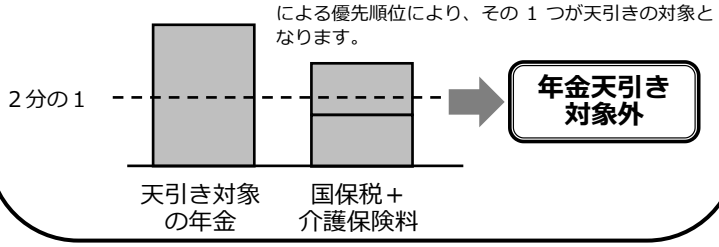

国保税の確定前の 4･6･8 月の年金からは「仮徴収」とし、確定後の 10･12･2 月の年金からは「本徴収」とします。

【仮徴収は】

２月に年金天引きされた方は２月の年金天引きされた額と同額を、４月から新たに年金天引きに切り替わる方は原則として前年の国保税の６分の１の金額を、３回に分けて４・６・８月の年金から天引きとなります。

【本徴収は】

７月にお知らせする年税額から仮徴収の金額（4・6・8 月分）を差し引いた金額を、3 回に分けて 10・12・２月の年金から天引きとなります。

年金支給月	４月	６月	８月	10 月	12 月	２月
徴収区分	**仮徴収**			**本徴収**		

■ 2月に年金天引きされた方には、改めて通知は行いませんので、仮徴収の税額については前年7月中旬に送付された「国民健康保険税特別徴収税額の通知書」をご確認ください。
■ 2月に年金天引きされない場合、翌年の仮徴収は普通徴収(納付書、または口座振替)へ切り替わります。なお、7月に再判定を行い、特別徴収の条件を満たした場合、10月の年金から特別徴収へ切り替わります。
■ 仮徴収で納めた額で、年額以上に納めた場合は、還付もしくは滞納額に充当させていただきます。

④ 年金から天引きされている方でも「口座振替」に変更できます

申し出により納付方法を「年金天引き」から「口座振替」に変更することができます。(※3)
詳しくは各総合支所市民サービス課もしくは税務課までお問い合わせください。
※3　お申し出いただいてから「口座振替」に切り替わるまで数か月程度かかりますのでご了承願います。

6．国保税を納めないでいると…

納期限を過ぎると	督促状が送付され、督促手数料や延滞金が徴収されます。
納期限から1年を過ぎると	通常の保険証から有効期間の短い「短期被保険者証」になり、6か月ごとに更新手続きが必要になります。
納期限から1年6か月を過ぎると	短期保険者証から被保険者の資格を証明する「資格証明書」になり、医療機関の窓口で10割負担となるほか、国保の給付(高額医療費、出産育児一時金、葬祭費など)の全部、または一部が一時差止めになります。

7．こんなときは14日以内に届け出を

国保に加入したり脱退したりするときは、14日以内に各総合支所市民サービス課での届け出が必要です。

国保に加入するとき

転　入…市内に転入したとき
退　職…他の健康保険をやめたとき、または
　　その扶養家族でなくなったとき
出　生…加入者に子どもが生まれたとき
生活保護…生活保護を受けなくなったとき

加入の届け出が遅れると…

●国保税は、加入の届け出をした日からではなく、加入した月までさかのぼって納めなければなりません。
●保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

国保を脱退するとき

転　出…市外へ転出するとき
就　職…他の健康保険に加入したとき、
　　またはその扶養家族となったとき
死　亡…死亡したとき
生活保護…生活保護を受けるようになったとき

脱退の届け出が遅れると…

●国保の資格がなくなった後に国保の保険証を使って医療を受けてしまった場合には、国保が負担した医療費はあとで返していただきます。
●ほかの健康保険に入ったときに、届け出をしないと、本来支払う必要のない納税通知書、督促状などが送付されることになります。

8．倒産・解雇・雇い止めなどにより離職した方の軽減措置

■ 離職により協会けんぽ等から国民健康保険に切り替わる方で、雇用保険の失業等給付を以下の理由で受ける方が軽減を受ける対象となります。ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の離職理由で確認します。軽減を受ける場合は各総合支所市民サービス課で申告が必要です。
① 雇用保険の特定受給資格者
　（倒産・解雇などによる離職）　離職理由コード：11・12・21・22・31・32
② 雇用保険の特定理由離職者
　（雇い止めなどによる離職）　離職理由コード：23・33・34
■ 前年の給与所得を100分の30とみなして国保税を算定します。
■ 軽減の期間は、離職の翌日の属する月から翌年度末までとなります。

発行／栗原市総務部税務課
栗原市築館薬師一丁目7番1号　TEL（0228）22-1121（直通）　e-mail　zeimu@kuriharacity.jp